

事業者排出量削減計画書 (新規) 変更

(あて先) 京都府知事
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)
京都府左京区山端川岸町38番地39 兼地の?
代表者(個人にあっては、名称及び代表者の氏名。記名押印又は署名)
大和自動車株式会社 専務取締役 仲辻 正憲
平成18年 6月 30日
075 - 781 - 7188

京都府地球温暖化対策条例第18条第1項(第18条第2項、第18条第3項)の規定により提出します。

特定事業者の主たる業種	一般乗用旅客自動車運送事業
-------------	---------------

該当する事業者要件	<input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第1号該当事業者(大規模エネルギー使用事業者(原油に換算して1,500キロリットル以上)) <input checked="" type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第2号又は第3号該当事業者(大規模運送事業者(トラック又はバス100台以上/タクシー150台以上/鉄道車両150両以上)) <input type="checkbox"/> 京都府地球温暖化対策条例施行規則第10条第4号該当事業者(その他の温室効果ガスの大規模排出事業者(二酸化炭素に換算して3,000トン以上))
-----------	--

計画期間	平成18年4月 ~ 平成20年3月
------	-------------------

基本方針	各種エネルギー消費効率の改善により、CO2削減を目指す。
------	------------------------------

推進体制	専務を本部長とする地球温暖化対策本部の設置と実施計画の策定、年度ごとの推進管理システムを構築する。
------	---

年度ごとの具体的な取組及び措置	年度	設備、対象、工程等	計画内容	
	18~19	営業部門	営業車・社用車の運転方法の配慮(急発進や空ぶかしの排除・アイドリングストップ等)に努め、LPGの消費量の3%削減を目指す。	
	18~19	営業部門	従来と同じく最新の排ガス基準達成したLPG車の代替に努めると同時に、排ガスの低減や燃費の向上を図るため適正な車両整備を引き続き実施する。	
	18~19	本社ビル	空調の適温化・照明・OA機器の適正化などにより、電気エネルギー及びガスの消費量の3%削減を目指す。	

温室効果ガスの排出量等	排出区分	基準年度(実績) (16)年度 (二酸化炭素換算(t))		目標年度(計画) (19)年度 (二酸化炭素換算(t))		削減率 (計画) (%)
	A 事業所等排出区分	109.878	t	106.58	t	▲ 3.0%
	B 輸送車両排出区分	3,516.91	t	4,634.58	t	31.78%
	C その他排出区分		t		t	%
	排出合計	*1 3,626.788	t	*2 4,741.16	t	30.73%

その他の地球温暖化対策による温室効果ガスの削減量等	対策等の区分	目標年度(計画)			
		取組量等		(二酸化炭素換算(t))	
	森林の保全及び整備	(整備面積)	ha	(吸収量)	t
	府内産の木材の利用	(利用量)	m ³	(削減量)	t
	自然エネルギーを利用した電力又は熱の供給	(発電量)	kwh	(削減量)	t
		(熱供給量)	GJ	(削減量)	t
	グリーン電力の購入	(購入量)	kwh	(削減量)	t
	削減量等合計			*3	t

差引排出量 (排出合計-削減等合計)	基準年度(実績)		目標年度(計画)		削減率(計画) (%)
	*1	t	(*2)-(*3)	t	

特記事項 ※LPG実数値については1L=0.56kgで換算。
 ※B輸送車両排出区分目標年度(計画)については、営業用車両(タクシー)のLPG消費量のみ平成16年度の稼働率を100パーセントとした換算値(二酸化炭素換算値 4,777.44)の3%減。
 (平成16年度の平均稼働率は72.57パーセント)
 今後、稼働率が上がる見込みのため全体の排出量は増加が予測されるが、上記の取り組みにより台当りのLPG消費効率の向上を目指す。
 ※平成17年9月 本社ビルにおいて1・2階系統分としてガスヒートポンプエアコンの省電力タイプを導入し、電気及びガスの消費量削減に努めた。

連絡先	担当部署	
	担当者氏名	
	住所	
	電話番号	
	ファクシミリ番号	

注1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 注2 「基準年度」とは計画期間の前年度を、「目標年度」とは計画期間の最終年度をいいます。
 注3 「事業所等排出区分」とは、京都府内の事業所等の事業活動のためのエネルギーの使用に伴い発生する温室効果ガスを、「輸送車両排出区分」とは、自動車運送事業者については使用の本拠の位置を京都府内とする車両の排出する温室効果ガスを、鉄道事業者については保有する貨物車、両又は旅客車両の排出する温室効果ガスを、「その他排出区分」とは、上記以外の京都府内における事業所等の事業活動に伴い発生する温室効果ガスをいいます。
 注4 「特記事項」には、平成2年度(1990年度)を基準とした排出量の対比やエネルギー原単位CO2排出量、省エネ製品開発など他者の温室効果ガス排出削減への貢献、グリーン調達を採用、特定フロンなどの条例指定外の温室効果ガスの削減などを記入してください。